

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2022 新春号

2022年1月発行 第105号



謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。今年こそ、新型コロナウイルス対策が功を奏し、社会経済活動が正常に復帰することを願ってやみません。

新春号は、例年どおり、民商事法の立法状況についてご報告しております。昨年度には、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、令和3年4月21日、「民法等一部改正法」、「相続土地国庫帰属法」が成立しました。所有者不明土地の財産管理制度等は令和5年4月1日より、相続土地の国庫帰属制度は令和5年4月27日より、相続登記の申請を義務化する制度は令和6年4月1日より、それぞれ施行されることになりました。その具体的な内容は本ニュースで順次わかりやすく解説しておりますので、ご参照ください。

昨年9月に公布された法務省告示「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」により、実質的支配者リスト制度が創設され、本年1月31日より運用が開始されます。株式会社の申し出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者リストについて、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度です。実質的支配者とは法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。この制度により、法人の透明性が向上され、マネーロンダリングやテロ資金対策が一層推進されることとなります。

今後、国会に提出される予定の法案としては、既に法制審議会の答申がなされている仲裁法の改正案があります。平成31年に答申されている公益信託の見直しも課題です。現在、法制審議会で検討されている民商事法制としては、動産・債権回収の利用しやすい担保制度の整備が重要課題となっています。無戸籍者問題の対応や嫡出推定制度、女性の再婚禁止期間、認知制度の見直し、児童虐待防止のため懲戒権規定の見直し、離婚後の親権のあり方や養育、面会交流など親子・家族法制の見直しも重要課題として審議されています。更に、氏名の読み仮名の法制度化も検討されています。児童の一時保護への司法審査の導入が通常国会に上程される見込です。これらについて本ニュースで順次解説して参りたいと存じます。

西中字紘弁護士が本年1月よりパートナー弁護士に就任することになりました。皆様のご信頼に応え、活躍されることを期待しています。西中弁護士の決意と抱負は8頁に記載しておりますので、ご高覧のほどお願いいたします。また、アソシエイト弁護士として活動してきました山本一貴弁護士と山越勇輝弁護士が、本年1月、共同して独立の法律事務所を開設し、下岸弘典弁護士が昨年10月末をもって退所、東京で新たな活動を開始しています。各位の今後の活躍を願ってやみません。

パートナーの大澤武史弁護士と山本一貴弁護士が「労働条件変更 法理と実務」を発刊しました。9頁にご紹介しております。労働法務をご担当されている方は、是非ご購入のほどお願い申し上げます。

右に掲載しましたのは、昨年、縁あって池田清明画伯に描いていただいた肖像画です。満85歳になりますが、元気に活動しておりますので、今後ともご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。



会長弁護士 中務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、
有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け
職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

「見てほしい歴史があります。感じてほしい景観があります。」との案内文につられ、コロナ禍の間に、日本の古代国家の原点ともいえる奈良明日香村飛鳥にある甘檜丘(標高148m)に登りました。眼下には、6世紀末蘇我馬子が建立した飛鳥寺が見えます。奈良市の東にある御蓋山(標高342m)もお勧めです。頂から、飛鳥、藤原京、平城京、平安京へと至る日本の遷都の歴史を見下ろすのもよいです。今年は「喜寿」を迎えます。家庭と社会にも「寿」を呼びたいものです。



弁護士 森 真二

昨年は特に買収防衛策が注目を集めました。買収防衛策を廃止する会社、修正して維持する会社など色々です。敵対的買収に対する真摯な対応も必要です。

その他ESGへの取り組み、SDGsの達成など、会社経営の難しさをあらためて認識させられます。我々も、少しでもお役に立てればと日々精進しています。



弁護士 村野 譲二

働き方改革の一つのテーマであったテレワークの推進は、コロナ禍の下、壮大な社会実験が行われ定着しつつあります。しかし、その限界や弊害も感じます。また、不要不急の営みが、経済や文化にとって重要なものであって、潤いのある生活の源であることも気付かされました。コロナ前とも異なった形で、より健全な日常を取り戻せることを願っています。



弁護士 加藤 幸江

昨年はSDGsに関する会議開催のご案内をマスコミ上でよく目にしました。海外の論者も交えてリモートによる開催が多かったので、視聴したかたも多かったのではないのでしょうか。17の持続可能な開発目標について、自社ではどこにポイントを置いて取り組むか、知恵を絞っておられることでしょう。弁護士会も取り組みを開始しています。中央総合も、そして私自身も、知恵と工夫で目標に向かって進んでいきたいと思えます。今年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 安保 智勇

昨年還暦を迎え、私の弁護士人生も満36年となりました。還暦というと老人といったイメージでしたが、いざその歳になって見ると全くそのように感じられません。弁護士1年生の時代は、書類は縦書きの手書きであり、ワープロも導入されていましたが、一般的ではなく、インターネットもメールも存在せず、スマートフォンなどSFの中ですら予想されていませんでした。思えば時間に追われることなく、牧歌的な時代でした。



弁護士 中光 弘

今年は丁寧なコミュニケーションを意識して参ります。マスクをしないで出かけることがなくなりました。マスクは表情が見えないことがあり、人と話していても細かなニュアンスを把握することが難しくなっているように思うことがあります。丁寧なコミュニケーションを心がけて、的確に情報をお伝えし、いただく情報を的確に把握するやりとりの積み重ねに留意して参ります。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

コロナ禍において、最もIT化が遅れていた裁判実務の世界においても、ウェブ会議が通常となりました。弁護士1年目のときに、片道7時間かけて5分の弁論準備期日のために遠方に出張していたときは隔世の感です。でも、帰りに地方の名物料理を食べるのも楽しみでした。便利なものは取り入れつつ、人とのふれあいを大切にしていきたい時代です。写真は趣味の一つ、ロードバイクです。行き先を決めず、いろいろ立ち寄りながらの自転車散歩が気に入っています。今年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 尚子

秋が深まるころ、久しぶりに京都を訪れ、本堂の大改修が完了した清水寺にも足を運びました。再来した多くの方々とともに寺に積層するゆるやかな時間に触れてきました。今年も元気にハツラツと、できることならおやかに、クライアントの皆様喜んでいただけるようがんばっていきますので、変わらぬご厚情をどうぞよろしくお願い致します。写真はここ数年の恒例となった愛犬(チワワ、オス、名前はチイスケ)と一緒に(督促されて、大急ぎで自撮りしたもの)。



弁護士 村上 創

昨年秋からやっと日常が戻って参りました。まだまだ用心は大切ですが、本年もクライアントの皆様のために日々邁進あるのみです。本年もよろしく願い致します。さて、秋以降、毎月1回は歴史探訪しようということで、まずは法隆寺、東大寺と清水寺をお参りました。大講堂、大仏殿、本堂の厳肅な雰囲気、心が洗われました。素晴らしい美術工芸品の数々と驚くほど頑丈な建築工法に感服するばかりでした。今年も引き続き、飛鳥・奈良・平安の歴史探訪を楽しみたいと思います。



弁護士 小林 章博

世界中を混乱に陥れた新型コロナウイルスの問題が発生し早3年目。感染状況に一喜一憂するのではなく、社会が落ち着きを取り戻し、今後起こりうるであろう各種リスクに対し、理性的な対応をする、今年はそのような一年となることを願います。私は、クライアントの皆様とのリーガル面でのリスク対応においてお役に立てる弁護士事務所を目指し、今年も誠実に業務に取り組みで参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(2021.10 富士山を背景に)



弁護士 錦野 裕宗

本年も、クライアントの皆様と、共に頭をひねることを仕事に致します。良き解決案を提示すること、その経営判断を法的ロジックで勇気づけること、そのような結果を全力で目指します。真の決断力と才知にあやかりつつ、目の前の案件、一つ一つに対応していきます。コロナが去り、いつもの日常が返ってくる日を心待ちに、頑張ります!(写真は、「晴天の鳴門海峡と俺」です。)



弁護士 鈴木 秋夫

47歳の去年、久しぶりにマラソン大会に参加し、自己ベスト(2時間55分3秒)の更新はできませんでしたが、2時間58分22秒で走り、意地で9回連続のサブスリー(3時間切り)は果たしました。レースでの緊張感や高揚感、終盤に体力や脚力の限界を迎えながらも懸命にゴールした後の達成感、やはり格別です(レース後のお酒も美味です)。今年は2月に中2週で2レースに出走予定であり、例年通り元旦から走り込みをしています。



弁護士 藤井 康弘

一昨年来のコロナの影響により増加した自宅時間を利用してのストレッチを日々継続しています。開脚前屈をして、はじめは手のひらをつくのがやっとだったのが、肘がつくようになり、頭も床につきそうなくらい前屈できるようになってきました。努力の成果が目に見えると何事もやる気が出てきます。無理は禁物ですが、本年も、研鑽を怠ることなく、日々の業務に邁進して参りたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。



弁護士 國吉 雅男

近年コロナ渦の影響もあり空前のゴルフブームですが、昨年は松山英樹選手が悲願の海外メジャー、それもマスターズで優勝するという偉業を達成し、優勝が決まった瞬間、解説の中嶋プロ、宮里プロ、実況の小笠原アナが号泣している様子をテレビの前でもらい泣きした人も多かったのではないのでしょうか。本年もこのような感動的な瞬間を目の当たりにできることを願って日々何事にも全力で取り組んでまいります。(写真は、Kochi黒潮カントリークラブでティーショットに向かう筆者)



弁護士 瀧川 佳昌

昨年、一昨年とコロナ禍が続く経済には大きな打撃となりましたが、反面働き方の変更、デジタル化の推進、キャッシュレスの大幅な拡大等必ずしもマイナスではない変化も多々ありました。弁護士は常に社会経済の動きにあわせたセンスをもって業務にあたるべきと考えておりますので、社会経済の変化に常に気を配りながら本年も職務にまい進したいと存じますのでよろしくお願いいたします。



弁護士 金澤 浩志

子どもが児童作品展に応募した絵が入賞したとの構図と大人では思い付かないような大胆な色彩の作品が並んでおり、子ども達の目から見た世界の豊かさに圧倒されました。コロナ禍以降、凝り固まった思考を解放し、自分の意識の向かう先を拡げるよう模索中です。多様性の確保は当然大切ですが、それを受け止める包摂力を高め、努力を忘れないようにしたいです。



弁護士 堀越 友香

自宅での執務時間が増えたこともあり、仕事と休息(睡眠)のバランスについて、改めて考えるようになりました。がむしゃらに仕事を続けるより、勇気を出して睡眠をとることで、思考力や洞察力が冴え、真の解決策に早くたどり着くことが往々にしてありました。また、就寝時間を一定に保つことが、日中の集中力を高めることに有効でした。弁護士として自身の能力を最大限に発揮し、皆様からのご信頼に応え続けていきたいです。



弁護士 平山 浩一郎

コロナ禍を機にウォーキングが趣味になりました。一昨年テレビドラマ化された「歩くと」の主人公のように、「ちょっと歩いてくるよ。」と家族に言い残して家を後にして、風を感じながら自然豊かな風景を歩き回り、これまであまり目を留めることのなかった木々や草花などを眺めながらのウォーキングは至福の時間です。今年は以前の日常に戻ることを期待していますが、休日の過ごし方は今とあまり変わらないのかも知れません。また昨年は縁あって利尻島と礼文島でのボランティア法律相談会に参加してきました。写真は礼文島での一枚です。今年もまたどこかの離島に行ってみたいと思います。



弁護士 古川 純平

今年は、何かと忙しくなる予感しております。日々の業務のほかにも、年次的に弁護士会の業務も色々増えそうです。弁護士会の業務は、クライアントの皆様との業務に直結するわけではありませんが、そこで得られた知識や経験を還元させていただくことで、皆様のお役に立てることができればと思っています。写真は妻の実家でお家キャンプをした時の写真です。雨風も関係なく、子供達も喜ぶので(妻の実家には迷惑をかけますが)今年もやりたいと思っています。



弁護士 松本 久美子

一昨年に第2子を出産し、昨年、復職させていただきました。コロナ禍で外出もままならない育児休暇中の数少ない楽しみは、大谷翔平選手の活躍をみることでした(ふとMLB中継を観たのが、リアル二刀流での初出場・初打席のホームランでした!)。同選手の努力を惜まず、いつも全力プレーで、しかもそれを楽しむ姿を見習い、仕事に子育てに、全力で、かつそれを楽しみながら、今年1年邁進して参りたいと思います。



弁護士 山田 晃久

世の中が暗いトンネルを抜け出し、警戒しながらも、少しずつ日常を取り戻しつつありますが、コロナ禍を契機に変革を余儀なくされたビジネスモデルやライフスタイルは、以前のように戻ることはなく、むしろ以前よりも深化していくように思います。加速する変革の流れに目を配り、質の高い法的サービスを提供できるよう、絶えず駆け回りたいと思います。(写真は、子供の小学校のイベントで「逃走中」が実施された時のもので、真ん中が小職)



弁護士 赤崎 雄作

私が通っていた高校の校訓は「1.自己を尊重せよ 2.真理を探究せよ 3.社会に献身せよ」というものです。昨年よりご縁をいただき、母校のロースクールの非常勤講師として、学生たちに授業を教えることになりました。彼らから元気と若さをもらいながら非常に充実した時間を過ごすとともに、高校の校訓の3つ目である「社会に献身せよ」のステージに今自分が立っていると思うと改めて身が引き締まる思いです。本年も、自らの業務を通じて、クライアントの皆様、そして社会に献身できるよう尽力して参りたいと存じます。



弁護士 角野 佑子

一昨年から昨年にかけて出張が減り、自粛を守って休日は引きこもっていたため、かなり運動不足になりました。そこで、今年はハイキングに行く等、体を動かすことに力をいれ、また1年間、皆様のご依頼に迅速に対応できるよう過ごしたいと思っています。写真は、奈良へ旅行に行った際の道の駅にあった足湯です。奈良で有名な薬湯風呂がとてめ気持ちよかったので、薬湯入浴剤を購入し、プライベートビエラを見ながらの入浴が最近の楽しみになっています。



弁護士 浦山 周

マスクを着用して自粛するという生活(写真を撮影するときだけマスクを外させてもらいました)にも慣れてきたとはいえ、未だに不安や疑問を感じてしまいます。ただ、2回の予防接種を受け、街に活気が戻る様子を見ると、少しほっとした気持ちになりました。当事務所にご相談いただく皆様も、不安や疑問を感じておられることと存じますが、ご相談いただいたことで少しでもほっとした気持ちになっていただけるよう、本年も1件1件のご相談に真摯に取り組みます。



弁護士 鍛冶 雄一

昨年、これまでに経験のない仕事をいくつも経験することができ、改めて、日々学びを継続する重要性を感じた一年でした。他方で、コロナ禍の影響もあり予定していた旅行やスキーボード等をキャンセルすることになったのは大変残念でした。ようやく収束が見えつつありますし、オリンピックで様々な競技を知り刺激を受けましたので、今年は、昨年できなかった分も含めて、ぜひ、スポーツで体を鍛えつつ、旅行も楽しみたいと思います。



弁護士 高橋 瑛輝

昨年は、FATF審査報告書の公表を受け、多くの講演や執筆の機会に恵まれ、ご相談も多数頂きました(本号に関連記事があります。)。また、第三者委員会による調査案件など公認不正検査士(CFE)関連の業務にも関与でき、充実した一年であったように思います。年が明け、年男となりました。先行き不透明な時代が続きますが、気持ちを新たに、少しでもクライアントの皆様のお役に立てよう邁進したいと思います。



弁護士 岩城 方臣

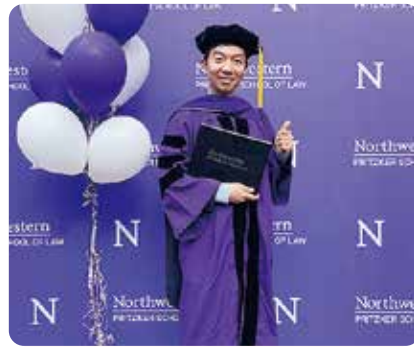
今年で弁護士10年目を迎えることとなりました。これからも、初心を忘れることなく、クライアントの皆様と共に悩み考え抜いて解決案をご提示し、喜びを分かち合あうことができるよう、研鑽を積んでいきたいと思ひます。

プライベートでは、ご近所のパパさん達で自転車チームを作ろうという話になったので、長い間埃をかぶっていたロードレーサーを引っ張り出して来て、鋭意練習に励んでいます。



弁護士 大澤 武史

コロナ禍にありながら、昨年さまざまなクライアントの皆様との出会いにも恵まれ、難しい問題と一緒に取り組んで解決するなど、充実した一年間となりました。講演や論文などの執筆活動も例年以上に機会を頂戴し、一年中原稿の締切に追われていた記憶ですが、先頃、書籍も無事発刊に至りましたので、ご笑覧いただければ幸いです。(写真は、昨年誕生した次男も連れて、長男の七五三詣に家族で出掛けたとときのコマです。)



弁護士 本行 克哉

昨年は米国のシカゴでの生活で大変刺激的な1年になりました。本年3月までは引き続き海外の法律事務所での勤務となります。その後4月から事務所に復帰する予定です。留学で得た知見を活かして皆さまに更に幅広いリーガルサービスを提供できるよう全力で頑張りたいと思ひます。写真は、留学先のロースクールの卒業式での写真です。コロナ禍での留学で色々大変なことも多かったですが、何とか無事卒業できました。



弁護士 西中 宇紘

昨年は、7月に子供が生まれ、8月に大阪市内に引っ越したために生活環境が激変した一年でした。今年で弁護士9年目となりますが、家族が一人増えて重たい住宅ローンも背負ったことで父親としての責任を改めて感じており、身の引き締まる思いです。今年の目標は、コロナ禍で通勤が減りお腹周りについて贅肉を落とすべく、運動を心がけて最低5kg、できれば8kgの減量をすることです。(写真は、お風呂上りに新居のリビングでくつろぐ長男と私です。)



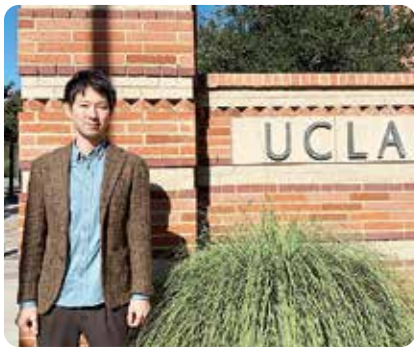
弁護士 大口 敬

事務所に戻ってきました！2019年3月よりパナソニック株式会社に出向しEVに搭載する電池関連の業務に携わり、昨年7月に事務所に復帰しました。出向中はビジネスに近いところで働き、法律家としてどのように支援をするのが目の前のビジネスにとってよいかを考えさせられる日々でした。ビジネスへの理解の重要性という学びをもって、事務所復帰後の業務を進めており、ご相談をいただいた皆さまにはあれこれお伺いすることも多いかと思ひますが、必ず「質」につなげていきますので是非おつきあいいただきたくお願い申し上げます。



弁護士 江藤 寿美伶

Withコロナの生活に慣れていく日々、「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一、生き残るのは変化できる者である。」というダーウィンの言葉を思い出します。今年も、変化を続ける皆様のニーズにお応えできるように、自分自身を成長させながら、皆様とともに、新しい問題に腰を据えて取り組んで参りたいと思ひます。(写真は先日、息子の一歳の誕生日にドイツニーランドに行った際のもので、歩くようになり、ますます目が離せなくなりました。)



弁護士 新澤 純

私は、昨年7月より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)ロースクールに留学させて頂いており、米国で新年を迎えています。昨年の秋学期では、M&Aを含む会社法や特許法、著作権法などの授業を履修しておりました。本年1月からの春学期では、不動産法や個人情報保護法などの授業を履修する予定です。英語面に関しては、ゼミ形式の授業やJD生(主にネイティブの学生)との混合授業を履修して、定期的に英会話の機会を持つように心掛けており、渡米直後に比べて、リスニングとスピーキングの能力がある程度向上してきたと思ひます。留学目的に専念しつつ、引き続き米国で頑張らせて頂きます。



弁護士 小宮 俊

あけましておめでとうございます。昨年、3年間の金融庁での出向を終え、久しぶりの弁護士業務ということもあり、新鮮かつ刺激的な日々を過ごすことができました。今年、自らの強みに磨き深化させながら、新たな分野にも果敢にチャレンジしていく1年にしたいと思ひます。写真は、京都・清水寺を訪れたときのものです。



弁護士 新 智博

昨年は、一昨年から続く新型コロナウイルスの流行により、社会の生活様式が大きく変容した年といえます。変化したことと変化していないことを見極め、常にクライアントの皆様への法的ニーズに正確かつ迅速に応え、より信頼され、頼りになる弁護士に成長するべく、本年もさらに自らを研鑽していきたいと思ひます。本年も何卒、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。



弁護士 宮本 庸弘

早いもので、当事務所に入所し二度目の新年を迎えました。昨年は当事務所での業務に慣れてきたこともあり、様々なことにチャレンジをした一年になりました。アソシエイトの中では中堅と呼ばれる年次にさしかかった弁護士5年目の今年は、これまで以上に研鑽を積んで、より上質なリーガルサービスを提供していく所存です。写真は昨年秋に京都の嵐山に旅行に行った際にオルゴール博物館で撮影したものです。コロナがおさまれば、久しぶりに海外旅行にも行きたいと考えております。



弁護士 榎本 辰則

昨年はコロナ禍が収束しない中、ありがたいことにクライアントの皆様からは多種多様なご相談や案件依頼をいただき、クライアントの皆様も様々な施策を講じられ、それに助力できたことに喜ばしく感じております。また、昨年入籍をし、新たな家族ができました。今後より一層クライアントの皆様のご信頼を獲得すべく邁進してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。写真は新婚旅行で行った沖縄の海で飛んだ一枚です(最後は4mほど飛びました。)



弁護士 西川 昇大

今年で弁護士4年目を迎えることになりました。昨年は、訴訟案件や各種法律相談だけでなく、プロジェクト案件や商事事件、行政事件、労働事件、家事事件、刑事事件など幅広く案件を担当させていただきました。クライアントの皆様には、ご支援頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。今年は、初心を忘れることなく、仕事に真摯に取り組んでいきたいと思っております。本年も、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



弁護士 藤野 琢也

今年で弁護士となった3年目を迎えました。これまでの2年間はあっという間に過ぎ去っていったように感じられます。少しずつ多様な事件を担当させて頂くようになり、皆様のおかげでたくさんの経験を積み重ねていただいている事を実感しております。これからも様々な分野や今までよりも高度な研修に積極的に取り組む、自己研鑽に務めると共に、ご相談や案件ではスピード感を意識しながら、業務の質を更に高めていけるよう、一層努力して参ります。本年も何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いたします。



弁護士 谷 崇彦

今年で弁護士3年目を迎えることとなりました。昨年は、クライアントの皆様から訴訟・交渉案件に加え、契約書作成・レビューなど様々な案件のご相談をいただきまして、弁護士として実りのある1年になったと感じております。今年は「勝負の年」として、自分自身の専門分野を確立し、大きく成長できるよう全力で頑張っております。本年も変わらぬご指導賜りますようお願い申し上げます。(写真は、昨年の11月、サッカー観戦に行った時のものです。)



弁護士 土肥 俊樹

昨年7月に当事務所に入所し、初めての新年を迎えました。半年という短期間にもかかわらず、様々な案件に携わらせていただき、大変充実した日々を過ごすことができた実感しております。この場を借りて皆様に御礼申し上げます。弁護士3年目を迎える本年におきましても、クライアントの皆様にご信頼いただけるよう、自己研鑽に励み、正確かつ迅速なりーガルサービスを提供できるよう精進してまいります所存です。本年もどうぞよろしくお願申し上げます(写真は北海道定山溪で撮った一枚です。)



弁護士 山村 真吾

新年明けましておめでとうございます。昨年1月に入所し早くも1年が経過し、2年目を迎えます。昨年は、初めての弁護士業で大変なこともありましたが、皆様からのご指導ご支援を賜り充実した日々を過ごすことができました。本年は、昨年の経験を生かしつつ、1つ1つの案件に全力で取り組むのはもちろん、多面的なスキルを磨くために様々なことに挑戦し、弁護士として、人間としてより成長できる1年にして参りたいと思っております(写真は、昨年高知県室戸でSUPに挑戦したときのものです)。



弁護士 中嶋 章人

明けましておめでとうございます。今年で弁護士2年目を迎えることとなります。昨年は、皆様にご指導をいただき、弁護士として貴重な経験を積むことができました。今年も自己研鑽を重ね、多くの経験を積み、クライアントの皆様のお役にたてるよう、日々精進してまいります。コロナの影響により不透明な状況は続きますが、今年も何事にも全力で取り組み、充実した1年にしていこうと思っております。(写真は、別府温泉にて温泉道名人の資格を取ったときのものです。)



弁護士 久保 貴裕

新年明けましておめでとうございます。司法修習73期、弁護士2年目の久保貴裕です。昨年は、初めて経験する業務ばかりで目まぐるしい一年でしたが、幅広い業務を担当させていただき、充実した日々を過ごすことができたと感じております。今年もより一層成長できるよう、様々な声に耳を傾け、柔軟に取り入れていきたいと思っております。皆様のご期待にお応えできるよう一層業務に努めて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願申し上げます。



弁護士 檀淵 陽

皆様、明けましておめでとうございます。東京事務所 檀淵(かしぶち)と申します。昨年1月に入所いたしました、あっという間に1年が経ちました。弁護士1年目は、本当に様々な案件に関与させていただきました。事務所の内外からご指導、ご鞭撻を頂戴いたしました。この場で改めて御礼申し上げます。2年目は更にご相談、ご依頼をいただけるよう、日々研鑽を積んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。(写真は、一昨年に高知県の大歩危・小歩危に行った際のもので)



弁護士(オブカウンセル) 森本 滋

ここ数年、(外資系)ファンドによる敵対的買収、さらには、株主提案権や総会招集請求権の行使等が積極的にされるようになり、有事導入型買収防衛策の策定やファンド株主との対話について、弁護士の果たす役割が大きくなっています。『会社法今昔物語』においては、ここ数回、少数株主の総会招集請求について検討してきました。今年は、有事導入型買収防衛策をめぐる法律問題について、何回かに分けて検討したいと考えています。



弁護士(オブカウンセル) 北川 健太郎

検事を退官して弁護士となりヒマだと思われているようで(多大な誤解がありますが)、家族から様々な行事に駆り出されるが増えました。写真は、その一環として小松製作所の施設に世界最大級のダンプカーを見に行かされたときのものです(小松の杜/石川県)。なんと小学生が7425人も乗せられるそうです。なお、前方に写る極小のものは比較対象としたうちのちびすけ(孫)です。



客員弁護士 吉岡 伸一

明けましておめでとうございます。私は、相も変わらず、岡岡で教鞭を執っていますが、岡岡大学を定年退職後は(現在は岡岡商科大学法学部)、以前よりゆったりと仕事をさせていただいています。最近、一年に数回家族で旅行することも多くなりました。写真は先日、吉野山の金峯山寺を訪ねたときのものです。同寺の蔵王堂は現在改修中ですが、日頃は秘仏とされている「蔵王大権現」(写真不可)を拝観することができました。帰りには、色づき始めた吉野山を見ながら、温泉にもつかつて優雅な一日を過ごしました。



客員弁護士 八木 良一

昨年は、暗い話題が多い中、猫の額ほどの庭の木を眺め、心を和ませました。隔年で花を付ける白木蓮は開花なし、金木犀は開花が遅く、芳香を楽しめたのは11月、2本の梅は、開花時期が少し重なり、実が良くつきました。渋柿は鈴なりに、少しだけの甘柿は鳥に食われ、海棠の開花は例年どおり。勝手に自生した楠の木、千両、万両、梔は、力強く順調に育ちました。本年は、弁護士2年目。古巣の裁判所の扱いも、多くの法律も変わり、とまどいもありますが、週1回は近くの摩耶山登山?を続けながら、今までの経験の上に新たな成長を重ね、良い仕事をしたいと思います。(写真は嵐山の天龍寺で)



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

How time flies! (光陰矢の如し。)Thoughts of the pandemic are beginning to fade away from our day-to-day realities. One question to ponder is how telecommuting affects the productivity of a business. After all, there can be no major business success without an organized effort of all individuals within a group (or a team) working together in perfect harmony. Can this be achieved through regular or perhaps even sporadic Zoom meetings? Happy New Year to You All!



カリフォルニア州弁護士 ルシンダ・ローマン

Happy New Years' greetings for 2022 to clients and colleagues. As a lawyer who has been telecommuting since March 2020, I have come to understand more deeply Dickens' famous words that began his novel, A Tale of Two Cities, about the French revolution: "It was the best of times, it was the worst of times."

The "best of times" during the pandemic include avoiding JR's commuter rush hour, working flexibly at home, teaching Legal English via Zoom to a number of CLO lawyers, and being more available to CLO colleagues, and all the new technology that makes communications faster and easier. My personal favorites include taking Indian and Vietnamese cooking classes online, getting my Covid vaccinations, catching up with friends via Zoom, and seeing the US elect a President that believes in the rule of law! The "worst of times" include not being able to see my colleagues, but most of all not being able to travel to see my family in the US, since 2017. Five years! I wish everyone a happy 2022 and a painless Covid booster shot!



法務部長 寺本 栄

昨年11月に、孫と一緒に奈良公園に行った時の写真です。この子らも、コロナ対策のため、外出時はマスクが必需品です。

この時、東大寺の大仏殿にも行きましたが、拝観は再開されていたものの、頭が良くなると言われていたので、孫にも体験させてやりたかった「柱の穴ぐり」は、行列が予想されるとして、残念ながら、中止されていました。コロナ禍は、今年の1月で早や3年になり、仕事のやり方や生活様式を見直す良い機会になりましたが、やはり、安心、安全に暮らせるよう、早く終息して欲しいものです。



法務部長 上田 泰豊

ボーイスカウト活動を通じて、地域のスカウト(子どもたち)と休日を通過ごすことが増えてきました。世界では172の国と地域、5700万人以上が活動しているそうです。ボーイスカウト活動は、「そなえよつねに」をモットーに、野外活動を通じ、スカウトの自発性を大切にします。活動プログラムの考案、ローワーク、キャンプファイヤーなど自分自身の技能の向上が課題です。スカウト、リーダーの皆さんとの活動の中からはっと気づくことがあり、仕事にも活かそうと思えます。

パートナー就任のご挨拶



弁護士

西中 宇紘

(にしな つかひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事
務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

本年1月より、当事務所のパートナー弁護士に就任することとなりました。

弁護士登録をした頃は社会人経験のない若輩者に過ぎなかった私が、創立以来50年以上の歴史と伝統を有する弁護士事務所のパートナー弁護士に就任するまでに成長できたのは、ひとえに、クライアントの皆様をはじめ、諸先輩方や多くの関係者の方々に多大なご支援いただいたおかげであり、改めて心より御礼申し上げます。

今後は、当事務所の経営の一端を担うことになり、後輩弁護士の指導をする立場にもなったことから、弁護士・経営者としての責任を真摯に受け止めており、身の引き締まる思いです。

振り返ると、当事務所のアソシエイト弁護士として勤務した8年間で、金融法務に日常的に触れ、一部上場企業から一人会社まで様々な企業規模のクライアントにかかる企業法務を中心に、一般民事事件や刑事事件まで幅広い分野の法律相談・案件対応を数多く担当させていただいて一つ一つ全力を尽くして業務対応する中で、弁護士としてだけでなく人間としても大きく力を付けることができた実感しております。

特に力を入れてきた不動産法務分野では、近々に所有者不明土地問題への対応を期した民法・不動産登記法の改正法・相続土地国庫帰属法の施行や、生産緑地にかかる2022年問題などが控えており、話題に事欠かない状況であるところ、時流に即した最新のリーガルサービスを提供し、クライアントの皆様にご貢献できるよう、これまで以上に日々研鑽して参る所存です。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

退所のご挨拶

弁護士 山本 一 貴

謹啓 新春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私儀、中央総合法律事務所大阪事務所に2013年12月に入所して以来、満8年間執務させていただきましたが、2021年12月をもって退所させていただき、大阪事務所の山越勇輝弁護士とともに2名で、大阪にて「Yz法律事務所」を独立開業することとなりました。

皆様には、在職中、多大なご厚誼を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。そして、弁護士人生の礎を築かせて頂いた中央総合法律事務所の先生方、職員の皆様にご心より感謝申し上げます。培った経験を活かし、依頼者の皆様のお役に立つことが出来るよう研鑽に励む所存ですので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

弁護士 山越 勇輝

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私儀、中央総合法律事務所に2015年12月に入所して以来、6年間執務させていただきましたが、今般、中央総合法律事務所の先生方のご快諾をいただき、退所し、大阪事務所の山本一貴弁護士とともに独立開業することとなりました。

クライアントの皆様には、在職中、多大なご厚誼を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。そして、ご指導ご鞭撻を頂戴しました中央総合法律事務所の先生方、事務員の皆様には感謝の念に堪えません。

これからは、私が経験したことのない「経営」の世界に飛び込んでいくこととなりますが、日々精進しながら、弁護士として、また経営者として、中央総合法律事務所の名に恥じない活躍をしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

弁護士 下岸 弘典

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私事で大変恐縮ではございますが、昨年10月末日をもちまして、当事務所を退所させて頂くこととなりました。

1年10か月という短い期間ではございましたが、皆様方から様々なご依頼・ご相談を頂いたことで、常に、多くを学び、成長を実感できる充実した日々を送ることができました。

皆様方より大変ご厚誼を賜りましたこと、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

新たな場所におきましても、皆様方より学ばせて頂いたことを心に留め、更に邁進していく所存でございます。

末筆となりましたが、皆様方の今後のさらなるご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

謹白

オンラインパネルディスカッション

『FATF第4次対日相互審査報告書を、いち早く読み解く!』の実施報告

弁護士 金澤浩志
弁護士 高橋瑛輝

マネロン・テロ資金供与対策に関する国際基準の策定及び各国におけるその遵守状況を審査する政府間会合であるFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)の第4次対日相互審査報告書が2021年8月30日に公表されました。当該報告書は、法令等の改正のほか金融当局による検査監督のあり方にも影響を与えるものであるため、その内容をいち早くフォローすることを目的として、同年9月7日、当事務所と有限責任あずさ監査法人の共同開催にて、『FATF第4次対日相互審査報告書を、いち早く読み解く!』と題するオンラインパネルディスカッションを実施しました。



当事務所からは金澤及び高橋が登壇し、有限責任あずさ監査法人からは金融アドバイザー事業部AML・CFTアドバイザー部の味田修一郎氏、竹田淳一氏、小野勝司氏にご登壇いただきました。御三方には、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

事前登録の段階で相当多数の参加者が見込まれておりましたが、18時という開始時間であったにもかかわらず、最終的には、全国の金融機関のご担当者の皆様はじめ570名を超える方にご視聴いただきました。改めて、マネロン・テロ資金供与対策やFATF第4次対日相互審査報告書に対する関心の高さを実感した次第です。

内容については、冒頭に小野氏からFATF審査や報告書、また、今後のフォローアッププロセスなどの概要をご説明いただいた後、パネルディスカッションに移りました。報告書公表から1週間弱しか経過していない中でしたが、約2時間にわたり、各パネリストが報告書に対する評価や見解を述べ合い、非常に有益なディスカッションができたのではないかと思います。

FATF第4次対日相互審査報告書については、本号の別稿にてその概要と実務に与える影響等を解説していますので、ご一読いただけますと幸いです。

今後も、マネロン・テロ資金供与対策その他金融コンプライアンスに関する最新情報をタイムリーにお届けし、皆様の業務に少しでも貢献していきたいと考えております。

態勢整備支援のご依頼や個別事案に係るご相談、ご質問も随時お受けしておりますので、遠慮なくお問い合わせください。

「労働条件変更 法理と実務」

発行：株式会社 労務行政

著者：弁護士 大澤武史 弁護士 山本一貴

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な拡大によって、対面接触を行うサービス業を中心として経営に打撃を及ぼしており、賃金や諸手当の引き下げ等の労働条件の不利益変更を行おうとする企業の増加が見込まれるところです。

そこで、本書は、労働条件の変更に関する法律上の規律を整理した上で(第1章)、数多く裁判例を収集・分析し、賃金に限らず、さまざまな労働条件の不利益変更について幅広く実務上の留意点を述べるものとしています(第2章)。また、実際に企業が検討するに際して参照いただけるような簡単な手順・チェックポイントを整理するとともに(第3章)、個別の論点に関するQ&Aも掲載するなど(第4章)、実務で少しでも使いやすい書籍となるよう心掛けたものとなっております。

本書が、読者の皆様のお役に立てば、幸いです。



FATF第4次対日相互審査報告書の概要と金融機関に求められる対応

弁護士 金澤 浩志
 弁護士 高橋 瑛輝



弁護士(日本・ニューヨーク州)
金澤 浩志
 (かなざわ・こうじ)

(出身大学)
 京都大学法学部
 ノースウェスタン大学
 ロースクール法学修士
 (LLM with honors)

(経歴)
 2004年10月
 最高裁判所司法研修所修了(57期)
 弁護士法人中央総合法律事務所入所
 2012年5月
 ノースウェスタン大学
 ロースクールLLM卒業
 2012年8月~10月
 Barack Ferrazano Kirschbaum
 & Nagelberg LLP(シカゴ)勤務
 2012年11月~2013年10月
 Rodyk & Davidson LLP
 (シンガポール)勤務
 2013年8月
 ニューヨーク州弁護士登録
 2014年1月~2015年12月
 金融庁監督局総務課勤務

(取扱業務)
 コーポレート・ガバナンス、
 金融規制・コンプライアンス、
 クロスボーダー取引、
 企業再編・M&A



弁護士
高橋 瑛輝
 (たかはし・えいき)

(出身大学)
 私立洛星高等学校 卒業
 京都大学法学部 卒業
 京都大学法科大学院 修了

(経歴)
 2011年12月
 最高裁判所司法研修所修了
 (64期)、弁護士登録(大阪弁護士会)
 2016年1月
 金融庁監督局総務課 課長補佐
 (政策課、国際監督室、法令等遵守
 調査室を併任)
 2018年2月
 金融庁検査局総務課 金融証券検査
 官、仮想通貨モニタリングチーム
 モニタリング管理官
 2018年5月
 事務所復帰
 2020年4月~
 大阪弁護士会民暴委員会
 副委員長
 2020年9月
 公認不正検査士登録

(取扱業務)
 民事法務、商事法務、
 金融法務、会社法務、
 家事相続法務、知的財産権

1 はじめに

FATF第4次対日相互審査の結果の報告書(Mutual Evaluation Report。以下「MER」)が令和3年8月30日に公表された。日本は、より厳しい「重点フォローアップ」の対象とされ、今後、金融機関には、当該フォローアップ・プロセスにおいて、FATFによる指摘を踏まえた態勢の高度化が求められることになる。

2 審査結果の概要とフォローアップ・プロセス

1 審査結果の概要

(1)審査項目は、法令等整備の審査について40項目、対策の有効性の審査について11項目あり、それぞれが4段階で評価される。日本に対する評価の概要は、次の表のとおりである。

法令等整備		有効性	
遵守	4	高水準	0
概ね遵守	24	相当程度	3
一部遵守	10	中程度	9
不遵守	1	低水準	0
適用無し	1		

(2)報告書の中では、日本が優先して取り組むべき事項として、次の内容が挙げられている

- ① 事業者の義務の理解・導入(事業者ごとのリスク評価、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引モニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先)
- ② 全体犯罪の捜査の早い段階でマネロンにつき検討、より重大な前提犯罪を対象としたマネロン罪の適用
- ③ 重大なマネロン事案の捜査・訴追の優先度を高め、マネロン事案の起訴率を改善するための措置を探求し、マネロン事案の訴追を優先させる政策の実施
- ④ マネロン罪の法定刑の引き上げ
- ⑤ 資産の追跡調査、保全措置及び没収をより優先する
- ⑥ リスクベースでの監督を強化する(オフサイト・モニタリングとオンサイト検査の組合せについて、頻度及び包括性を強化することや、抑止力ある行政処分と是正措置が適用されることを含む)
- ⑦ テロ資金供与の犯罪化を確実にすること
- ⑧ 対象者を指定した金融制裁を遅滞なく実施するために必要な更なる改善の実施
- ⑨ テロ資金供与に悪用されるリスクがあるNPO等、特にリスクの高い地域で活動しているNPO等への完全な理解、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督

- ⑩ リスク評価方法の改善、リスクの包括的な理解促進(クロスボーダー・リスクや法人・法的取極めに関連するリスクに特に焦点を当てることを含む)
- ⑪ 法人及び法的取極めに関する基本情報や実質的支配者情報を規制・監督・捜査の枠組みの一部として確立

2 今後のフォローアップ

FATFによる相互審査は、MERが公表されて終了ではない。そこから改善に向けたフォローアップ・プロセスが開始するため、MERは「ゴール」ではなく「スタート」と位置付けることができる。MERが公表されてから5年後にフォローアップ審査が予定されている。

したがって、日本は今後5年間のうちに、官民挙げて上記事項を含む不備事項への対応が求められるということになる。政府は、MER公表と同日付で、関係省庁申合せによる「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の設置及び「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)を公表した。この行動計画で示されている全26項目については、それぞれに期限及び担当府省庁が決められている。

また、上記のとおり「抑止力ある行政処分と是正措置が適用されること」が優先すべき事項に含まれている中、金融庁は、令和3事務年度(同年7月~令和4年6月)の金融行政方針において、マネロン等に係る検査体制の強化を明示しており、立入検査及びそれに伴う不備の指摘の増加、場合によっては行政処分事例が生じる可能性も否定できない。

3 金融機関に求められる対応

そうした中、金融機関には様々な対応が求められることになるが、本稿では、特に重要かつ影響が大きいと考えられるものを挙げる。

1 金融庁ガイドラインへの対応の完了(令和6年3月末まで)

MERの中では、金融機関の対応に関するギャップに対処するために監督当局により課された明確な期限はない旨の指摘がある。これを踏まえ、金融庁は、令和3年4月28日付にて「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」と題する通知を発出し、各金融機関において、金

融庁ガイドラインで対応を求められる事項への対応を令和6年3月末までに完了させ、態勢整備すべきことを要請している。この点は行動計画にも記載され、各金融機関においては、かかるタイムラインに間に合わせられるよう対応を進めていくことが非常に重要な課題となっている。

経営陣も含め、今一度、金融庁ガイドラインに照らした自金融機関の現状と課題を整理し、優先順位を付けながら着実に取組みを進めていく必要がある。

2 継続的顧客管理の完全実施(令和6年春まで)

犯収法に基づく取引時確認などを含む顧客管理は、取引開始時のみならず、その後も継続して実施することが求められる。こうした継続的顧客管理は、これまで、金融機関における課題となってきた。MERでは、「継続的顧客管理について、金融機関は、金融庁 AML/CFT ガイドラインの規定に従い、正確かつ適切な顧客情報を保つためのシステムの構築を開始している。しかしながら、継続的顧客管理措置は、収集された顧客情報の更新及びリスト照合に限定されているように見られる。この手法に従って継続的顧客管理に係る措置を実施しても、金融機関が、顧客の特性と業務内容を結びつけ、予測される顧客の取引パターンからの逸脱の可能性を検知できるようにはならない」と指摘されている。

これを受け、政府の行動計画では、令和6年春を期限として、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施が求められている。しかしながら、継続的顧客管理の実施範囲や方法については確定したプラクティスが存せず、各金融機関においては、顧客の反応等を踏まえた手探りでの対応が進められているのが現状であり、金融機関における対応は、顧客情報を更新することに主眼が置かれがちである。しかし、上記指摘は、更新された情報を活用してリスクを低減するという継続的顧客管理の実施趣旨の再認識を求めるものといえる。具体的には、更新された顧客情報を踏まえ、顧客のリスクを適切に見直し、当該リスクに基づく取引モニタリングやフィルタリング、スクリーニング等の措置を実施する体制を整えていくことがより重要であると考えられる。

3 実質的支配者の確認(令和6年春まで)

MERでは、法人顧客に関する重要な情報のうち、実質的支配者の確認に関して、「顧客の申告に基づいて収集されることが多いが、これは不十分な検証方法である。日本は、近年、有益な検証手段となる可能性のある、公証人主導の実質的支配者の登録制度を創設したが、いくつかの制約が確認されている」と指摘されている。

犯収法上は、法人顧客の実質的支配者の確認につい

ては、ハイリスク取引の場合を除き、実質的支配者の本人特定事項について当該顧客の代表者等から申告を受ける方法とされている(犯罪収益移転防止法施行規則11条1項)。この点、金融庁ガイドラインII-2(3)(ii)⑤では、「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とされており、リスクに応じて、顧客の申告内容の真正性を確認するという取組みも行われているところであるが、未だ不十分であるというところであろう。

現在、何らかの証跡をもって実質的支配者を確認しようとするれば、株主名簿や法人税申告書の別表二のほか、公証人による定款認証時の確認に基づく「申告受理及び認証証明書」などを用いることが可能であるが、令和4年1月31日からは、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度もスタートする。これは、法人設立時のみならずその後の実質的支配者の変更にも対応できる点に利点があり、積極的に活用されることが期待されるが、義務化されていないこともあり、どこまで利用が普及するかは未だ不透明である。この点、金融機関が率先して顧客にその利用を促していくことも重要と思われる。

4 厳格な顧客管理措置(EDD)の適用

MERでは、「リスクの高い顧客に関する厳格な業務規程(operational rules)はなく、また、追加的又は厳格な低減措置の実施を担保するためのエスカレーション手続も存在しない」旨指摘されている。

これについては、特に行動計画で期限設定がなされているものではないが、リスクベース・アプローチの観点からは、常に必要な事項ともいえる。リスクが高い場合にどのような厳格な措置(EDD)を取ることにするかを定めておかなければ、マネロン等リスクを適切に抑止することはできない。この点、追加的な情報を取得すべき場合等については、業務フローやチェックシートの整備等を通じた対応が各金融機関において進められているが、最も厳格な措置といえるリスク遮断措置をどのような場合に実施するか、これに伴う法的リスクはどの程度か、といった点については十分に整理されているとは言い難いと思われる。

当然ながら、リスク遮断の実施には個別事情に即した判断が求められ、一律の対応には馴染まないが、そうした個別的判断を迅速に実施しうるためのエスカレーション手続を規定しておくことが有事における適切な対応を担保するために重要である。かかる観点からの自金融機関の態勢の見直しが必要であろう。

令和3年9月改訂・個人情報保護法ガイドラインQ&Aについて

(個人データの委託の範囲、安全管理措置の内容追加)

弁護士 山田 晃久
弁護士 檀 潤 陽



弁護士

山田 晃久
(やまだ・あきひさ)

<出身大学>
立教大学法学部
法政大学法科大学院

<経歴大学院・役職>
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新60期)
第二東京弁護士会登録
2011年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業再生支援全国本部
(プロジェクト・マネージャー)
2011年10月
原子力損害賠償支援機構(審議役)
2013年10月
弁護士法人中央総合法律事務所
2017年12月~2019年3月
金融庁監督局専門調査員
(非常勤)

<取扱業務>
会社法務、商事法務、
金融法務、知的財産権、
倒産法務



弁護士

檀 潤 陽
(かしぶち・よう)

<出身大学>
明治大学法学部
東京大学法科大学院
<経歴>
2020年12月
最高裁判所司法研修所修了
(73期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
事務所(東京事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

ビジネスにおいては、データの利活用が重要な手段となっていますが、個人に関する情報を取り扱う場合には、個人情報保護法の遵守を避けては通れません。

そのような個人情報保護法は、令和2年(2020年)と令和3年(2021年)に法改正が行われ、主な改正規定が令和4年(2022年)4月1日に施行されます。これに伴い、個人情報保護委員会は、関連するガイドラインやQ&Aの改訂を進めており、個人情報を取り扱う事業者は、改訂されたガイドラインやQ&Aを踏まえて、来たる改正法の施行に向けて必要な対策を講じる必要があります。

ビジネスへの影響が大きいものは令和2年改正法¹であり、かかる改正法の概要については、弊所メールマガジン第10号及び法律コラム(「令和2年改正個人情報保護法について」)²で紹介しておりますが、その後の令和3年(2021年)9月10日にガイドラインのQ&Aが改訂されました。

本稿においては、この令和3年9月改訂Q&Aにおいて、実務上押さえておくべき項目のうち、①個人データの取扱いの委託の範囲(委託先が保有するデータとの突合を伴う個人データの提供可否)、②安全管理措置の内容追加と公表義務化(外国における個人データの取扱い)を取り上げます³。

1 個人データの取扱いの委託の範囲(委託先が保有するデータとの突合を伴う個人データの提供可否)

個人データを第三者に提供するためには、法23条1項各号に定める場合を除き、当該個人データの主体である本人の同意を必要とします。もともと、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを委託に伴って第三者に提供するときは、当該第三者は、提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして、「第三者」に該当しないものと扱われ、本人の同意を得ることなく、個人データを提供することができるとされています(法23条5項1号)。

実務においては、自社が保有する顧客情報や購買履歴をもとに商品開発やマーケティング、ダイレクトメールの発送を行うために、これらの作業を委託する業者に顧客データを提供することがありますが、かかる提供は「委託」に伴うものと

して、顧客本人の同意を得ずに行われることが一般的です。

ところで、近時、SNSやオンラインショッピングモール、共通ポイントサービスの普及により、膨大なビッグデータを保有するデジタルプラットフォームが台頭していますが、これらのデジタルプラットフォームの中には、事業者向けのサービスとして、当該事業者と関わりがあり得るユーザー属性の統計分析や傾向分析、ダイレクトメールの発送を行うものがあります。

この点、より緻密な顧客の統計分析や傾向分析、個々の顧客に応じたダイレクトメールの発送を行うために、事業者が保有する顧客データを業者に提供し、当該業者が保有するユーザー情報などのデータと突合することも考えられますが、このような態様での個人データの提供については、提供元の事業者が本来保有しない個人データも委託先を通じて利用することが可能となる点において、「委託」に伴うものとして本人の同意を得ずに行うことが法律上許されるどうか、「混ぜるな危険」問題と称されて、議論があるところでした。

そうしたところ、令和3年9月改訂Q&Aにおいて、令和2年改正法とは直接関係しないながらも、かかる問題について終止符を打つような見解が示されました。

具体的には、以下に掲げる事例のように、委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することは許されず、そのような突合を伴う個人データの提供は、本人の同意を得る必要がある旨示されました(同Q&A7-41~43)。

したがって、顧客に関する分析や広告配信を外部の業者に委託する際に自社が保有する顧客データを当該業者に提供する場合において、当該業者が保有する個人データや個人関連情報に該当するユーザー情報との突合(メールアドレスや、Cookie等の端末識別子情報を利用した突合など)が伴うときには、たとえ業務委託の一環であるとしても、本人の同意を得る必要があります。これを欠いたときには法23条違反となりますので、この点に留意して対応する必要があります。

＜本人同意が必要となる事例＞

事例1) 既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴ってSNS運営事業者に提供し、当該SNS運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該SNS運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該SNS上で広告を表示すること(Q&A7-41)

事例2) 既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者に提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること(Q&A7-41)

事例3) 顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと(Q&A7-42)

事例4) 顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人関連情報を付加し、当該顧客情報を委託元に戻すこと(Q&A7-42)

事例5) 委託先が、A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合し、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で作成した統計情報をA社及びB社に提供すること(Q&A7-43)

2 安全管理措置の内容追加(外国における個人データの取扱い)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データについて安全管理措置を講じる必要がありますが(法20条)、講じた安全管理措置については、令和2年改正法を受けた政令改正により、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならないものとされました(改正法施行令8条1号)。

安全管理措置の具体的な内容は、通則編ガイドライン(別添)に示されているところですが、令和3年8月の改訂ガイドラインにおいて、「外的環境の把握」という項目が追加され、個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じなければならないとされました(同ガイドライン7-7⁴)。

令和3年9月改訂Q&Aにおいては、この「外的環境の把握」について、「外国において個人データを取り扱う場合」の例として、①個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合、②個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合、③外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合を挙げています(Q&A10-22～24)。

また、同Q&Aは、外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合には、個人データの第三者への「提供」には該当しないとしつつも、個人情報取扱事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があるとし、かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、「クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要がある」、他方、「個人データが保存されるサーバが所在する国を特定できない場合には、サーバが所在する外国の名称に代えて、①サーバが所在する国を特定できない旨及びその理由、及び、②本人に参考となるべき情報を本人の知り得る状態に置く必要がある」、②本人に参考となるべき情報としては、例えば、サーバが所在する外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称等」が考えられるとしています(Q&A10-25、12-3)。

したがって、自社が保有する個人データを、外国にある支店・営業所に取り扱わせたり、外国にある第三者に取扱いを委託する場合のほか、外国にある第三者が提供するクラウドサービスを利用して保存している場合には、原則として、当該第三者やサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を、プライバシーポリシーに明記して公表したり、本人から問合せがあった際に遅滞なく回答することができる体制を整えておく必要がありますので、この点ご留意ください。

- 1 令和3年改正法は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の一元化を図るものであり、従来の個人情報保護法における条文番号が大幅に変わる点において、ご注意ください。
- 2 <https://www.clo.jp/column/2638/>
- 3 本稿においては、特に明記する場合を除き、個人情報保護法を「法」といい、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)を「通則編ガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aを「Q&A」といいます。
- 4 令和3年改正法を受けた通則編ガイドラインにおいては10-7。

ポストコロナにおける労働環境の在り方

弁護士 藤野 琢也



弁護士

藤野 琢也

(ふじの・たくや)

<出身大学>
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は令和2年1月15日に日本初の感染者が発見されてから爆発的な広がりを見せ、同年4月7日には首都圏を含む7都道府県に緊急事態宣言が発令され、令和3年9月30日に4回目の緊急事態宣言が解除されるまで、常に行動が制限される状況が続きました。

国民の行動が制限され、消費も冷え込む中、各企業では様々な対応を行う事を余儀なくされ、特に労働環境については、感染症が拡大する前には想定されていない、大きな変革が生じた2年間でした。特に、在宅勤務が当たり前に行われるようになり、テレワークやWeb会議といった単語を至るところで目にするようになりました。

最後の緊急事態宣言が解除されてから、新規陽性者数は減少の一途をたどっており、日本全国の陽性者数が二桁となる日もあるなど、感染の拡大に落ち着きが見えるようになり、次第に日常生活が戻ってくる事が予想されています。しかしながら、感染拡大により変革された労働環境は、企業にとっても、労働者にとっても利益をもたらしており、日常生活が戻った後も、労働環境の在り方として選択肢の一つになります。

そして、企業は感染症の拡大を受けての臨時の措置ではなく、平常時における労働環境として、万全な整備を整えていく必要があります。

そこで本項では、労働環境の中でも最も大きく変革したと思われる、在宅勤務(テレワーク)を行うにあたって生じる労働問題、特に①労働時間管理②在宅勤務におけるルール整備③在宅勤務における環境整備の費用負担という3つのポイントに焦点をあてて、新型コロナウイルス感染症の先の時代(ポストコロナ)における労働環境の在り方についてご紹介いたします。

2 在宅勤務(テレワーク)について

「テレワーク」とは、ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として定義され、ワークライフバランスの実現、コスト削減、営業効率の向上等を目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の前より、総務省が推進のための様々な施策を行っていました。

今般、感染症の拡大に伴い、テレワークを用いた在宅勤務を導入する企業が爆発的に増加しましたが、緊急措置として行う企業も多く、その環境整備についてはいまだ課題が残ります。

特に、遠隔地にいる労働者をどのように管理するのか、テレワークを行うための設備をどのように準備するのかといった問題があり、ポストコロ

ナにおいて、テレワークを活用して企業の利益を最大化していくためにも、適切な制度設計が重要です。

1 労働時間の管理について

昨今では、従前から行われている管理者による労働時間の把握やタイムカードによる労働時間の把握の他に、クラウドソフトを用いた労働時間の把握も増加しており、労働者が事業所外にいる場合でも、使用者が出退勤を把握することが容易になっています。しかしながら、テレワークを用いた在宅勤務では、管理者と労働者の物理的距離が有り、直接管理することができません。また、出張のような場合と異なり、移動時間等の明確な労働者の活動時間の目安となる指標が存在しません。その為、勤務実態の把握が難しく、使用者の把握していない中抜け時間が発生したり、公私の区別が曖昧となり長時間労働が発生したりする場合があります。

使用者は労働基準法により労働時間を適切に管理する責務、労働契約法により長時間労働を防止する安全配慮義務を有していることから、これらの問題を解決する措置を講じなければなりません。

そこで、労働者による自己申告(クラウドソフト等を用いた入力を含む)のみに委ねるのではなく、メールの送信時間やコンピューターの稼働時間、社内サーバーへの接続時間等の客観的事実により労働時間を把握する措置を講じておく必要があります。

また、無用な長時間労働が発生しないために、労働者への説示だけでなく、メールの送信制限、社内サーバーへのアクセス制限等の具体的措置をとっておくことも有用です。

そのほか、自己申告の正確性を確保するために、一日の業務内容を記した業務日報を作成してもらうといった方法も考えられるところです。

なお、テレワークを用いた在宅勤務においては、客観的に労働時間の算定が難しい状況に該当するとも考えられますが、在宅勤務に置いても、労働者が使用者の遠隔からの指示にしたがい、裁量の範囲が狭い場合には労働時間の算定が難しいとまではいえないため、事業場外みなし労働時間制を適用して労働時間を把握する事は慎重な検討が必要です。

事業場外みなし労働時間制を適用できる具体的な状況としては以下の2つのいずれの場合にも該当するような労働状況である事が必要と考えます。

- ①コンピューター等の通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと又はそれに準ずる場合(準ずる場合は、労働者の任意に通信機器から離れることができる若しくは応答を任意のタイミングでする事が可能等の場合が該当します。)
- ②使用者の指示が、業務の目的、目標、期限等の基本的事項にとどまり、作業量や作業の時期、方法等を具体的に特定するものではない場合など、随時使用者の附随的な指示に基づいて業務を行っているといえない場合

2 在宅勤務におけるルール

テレワークを用いた在宅勤務の特色として、どこでも業務が可能である事、業務時間中の様子が管理者に見えないことが上げられます。そのため、例えば、自宅以外の場所で業務すること、自由な服装で業務すること、業務中に飲酒・喫煙を行うこと等も可能です。

そこで、使用者としては、これらの労働者の行為を規制する規則を規定もしくは業務命令を行う事が考えられます。

一般的に、企業は、事業の円滑な運営のために必要不可欠な企業秩序を維持確保するため、これに必要な諸事項を規則をもって一般的に定める事ができ、これに対し、労働者は企業秩序遵守義務を負っています。そして、事業の円滑な遂行上必要かつ合理的な範囲内であり、労働者の利益や自由を過度に侵害しない限度であれば、労働者の行為を拘束することも認められると考えます。

上述した例で検討しますと、自由な服装について、通常スーツで業務することとされている企業において、顧客等とのWeb会議においてスーツの着用を求める事は、少なくとも現在においてはビジネスマナーと考えられる余地があり、当該企業の事業の円滑な遂行上必要かつ合理的な範囲といえ、普段の業務がスーツである事に照らせば、労働者の利益に対する過度な侵害とはいえないと考えます。しかし、会議等の予定がなく、業務が在宅での事務作業に限られる場合には必要性を欠く制限と評価される可能性があります。

飲酒について、労働者は業務時間中、職務専念義務があるところ、飲酒はアルコールの摂取であり、労働能力を低下させることが一般的なため、その制限は事業の円滑な遂行上必要かつ合理的な範囲内といえます。これに対し、喫煙については、職場での喫煙であれば、健康増進法や受動喫煙の防止等の観点から制限する事も可能であるところ、在宅ではこのような問題が生じないため、職務専念義務に反しない限り、制限は認められないと考えられます。

自宅以外での業務については、職務専念義務の他、業務内容が第三者の目に触れる可能性が有るため、守秘義務違反の問題が生じます。したがって、職務に専念できないような環境、第三者が存在するような場所での業務を制限することは、事業の円滑な遂行上必要かつ合理的な範囲内の制限であると考えられます。

具体例についての検討は以上の通りですが、実際には様々な問題や判断に困る事態が生じることと思います。

そこで、事前に就業規則、サービス規程等で詳細な基準を策定し、労働者に周知徹底しておくことが望ましいといえます。

3 在宅勤務の費用負担

在宅勤務では通勤の必要性がなくなるため、使用者は通勤手当の支給が不要となります。しかし、これに対して在宅で勤務することにより、労働者は水道光熱費、通信費、消耗品費用、通信機器費用等を負担することになるため、使用者としてはこれらの負担を補填する必要があります。

上記在宅による費用に対応して、通勤手当と同様に在宅勤務手当等を支払う事が考えられますが、実費相当額を支払う場合には通勤手当と同様非課税となるものの、合理的な費用を想定して一律支払う場合や、実際に要した費用を超えて支給する場合には、給与に含まれ課税されることとなります。

課税されたことにより、手取額と労働者が負担した額を相殺し残った金額及びその他経済的利益と通勤していた際の手取額及びその経済的利益を比較し、通勤時より不利益となっている場合には、不利益変更として変更が認められるかについても慎重な検討が必要となります。

そこで、原則的には労働者が負担した額に対応する額を支給することが望ましいといえます。

水道光熱費や通信費については、在宅の場合公私が混同するため、明確な対応額は不明ですが、業務のために使用した部分を合理的に計算した場合には、実費相当額と考えることができます。電気代であれば、1か月の電気代×(1か月の時間数(30×24)分の1か月の労働時間)といった計算式が想定されます。

これらの費用の支払い基準についても、就業規則等で予め定め、実費相当額を支払っていることを明確しておくことが望ましいといえます。

3 最後に

テレワークによる在宅勤務の場面では、上述した点以外にも多種多様な労働法上の問題が生じ得ます。また、どのような労働条件とするかについてもさまざまな選択肢が有り、具体的な制度設計に応じたリーガルチェックが必要となることもございます。

具体的な状況に置けるご不明点等がございましたらお気軽に弊所までご相談ください。

【参考文献】

- テレワーク総合ポータルサイト(<https://telework.mhlw.go.jp/qa/>厚生労働省)
- テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(<https://www.mhlw.go.jp/content/000759469.pdf>)
- 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>国税庁)



所有者不明土地にかかる法制度について④

～所有者不明土地の発生予防のための新制度について～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾
弁護士 久保 貴裕 弁護士 中嶋 章人

1 はじめに

本連載では、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説をしてきました。今号では、所有者不明土地の発生を予防するための新制度である、土地所有権の国庫帰属に関する制度の整備等について解説いたします。

2 相続土地国庫帰属制度創設の背景及び概要

1 制度創設の背景

①人口減少に伴う土地利用のニーズ低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加していること、②相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増加しており、管理の不全化を招いている点が指摘されていました。

一方で、現行法の下において、民法239条2項では、「所有者のいない不動産は、国庫に帰属する」としていますが、土地所有権の放棄をはじめ土地所有権を手放す具体的仕組みについては規律がなく、その可否が判然としていませんでした。

2 制度の概要

今回、新法として、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法。以下単に「法」といいます。)が成立し、所有者不明土地の発生を抑止するため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度が創設されました(法1条)。

なお、令和3年12月17日に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令」が公布されており、これによれば同法の施行日は令和5年4月27日とされています。

制度の創設にあたっては、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮し、一定の要件を設定して、法務大臣が要件審査を行うものとされ(法2条3項、5項1項)、また、法務大臣の承認を受けた者は、管理費用を考慮して算出される負担金を納付するものとされています(法10条1項)。

3 国庫帰属承認のための要件

1 申請権者

土地の所有権を国庫に帰属させることの承認を申請できる者は、単独所有の土地については、相続等により

土地の所有権の全部又は一部を取得した者とされています(法2条1項括弧書)。ここにいう「相続等」には、遺産分割、特定財産承継遺言及び遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)が含まれると考えられます。

また、共有に属する土地については、共有者が全員で共同して承認申請する者であって、その共有者のうちに、相続等により共有持分の全部又は一部を取得した共有者が含まれている場合があります(法2条2項後段)。なお、土地が数人の共有者に属する場合には、共同でのみ承認申請をすることができるとされています(法2条2項前段)。

2 土地に関する要件

土地の管理コストの国への不当な転嫁やモラルハザードの発生を防止する必要性の観点から、「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」に該当しないことを国庫帰属の要件として求め、法令で具体的に類型化されています(法2条3項、5項1項)。

類型化にあたっては、(1)その事由があれば直ちに通常の管理・処分をするに当たり過分の費用・労力を要すると扱われるもの(却下要件。法2条3項)と(2)費用・労力の過分性について個別の判断を要するもの(不承認要件。法5条1項)に分けて列挙されており、これらの要件に該当しない場合には、承認申請がなされることになります。政省令の規定により詳細な内容が定まるものもありますが、各要件は次のとおりです。なお、要件の審査にあたっては一筆の土地ごとに行われるものとされています(同条2項)。

- (1) 却下要件(法2条3項)
 - i 建物の存する土地(1号)
 - ii 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地(2号)
 - iii 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地(3号)
 - iv 土壤汚染対策法に規定する特定有害物により汚染されている土地(4号)
 - v 境界が明らかでない土地その他の所有権者の存否、帰属又は範囲について争いがある土地(5号)
- (2) 不承認要件(法5条1項)
 - i 崖がある土地のうち、その通常の管理にあたり過分の費用又は労力を要するもの(1号)
 - ii 土地の通常の管理又は処分を害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地(2号)

- iii 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地(3号)
- iv 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの(4号)
- v i～ivの土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労働を要する土地として政令で定めるもの(5号)

4 国庫帰属の承認に係る手続

土地を国庫に帰属させるための主な流れは、i土地の国庫帰属を希望する者による承認の申請(法2条1項、2項及び3条)、ii法務大臣による審査(法4条～8条)、iii法務大臣による承認処分(法5条及び9条)、iv承認処分後の手続等(負担金の納付(法10条)、土地の管理(法12条)など)となっています。

1 承認処分の申請

相続等により土地の所有権の全部又は一部を取得した者が、取得した土地を国庫帰属させることを希望する場合、行政庁である法務大臣に対し、当該土地の所有権を国庫に帰属させるための承認申請をする必要があります(法2条1項)。共有土地については、共有者の全員が共同して承認申請を行う必要があります(同条2項前段)。

申請にあたっては、承認申請書及び添付書類を法務大臣に提出し、手数料の納付が必要となりますが、具体的な内容については政省令に委任されています(法3条)。

2 行政庁による審査

承認申請があった場合、法務大臣は、承認申請に係る審査を行う必要があります。法務大臣は、承認申請に係る審査のために必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができるとされており(法6条1項)、職員は、承認申請に係る土地の現地立入調査、関係者からの聴取・資料提出要請等を行うことができるとされています(同条2項以下)。また、法務大臣は、関係機関の協力を求めることができるとされています(法7条)。

3 行政庁による承認処分

(1) 承認処分

法務大臣は承認申請に係る土地が承認されない土地に該当しないと認めるときは、承認をしなければならないとされています(法5条1項)。なお、法務大臣は、承認申請に係る土地が主に農用地又は森林として利用されている土地であると明らかに認められる場合を除き、承認

をするときは、あらかじめ、当該承認に係る土地の管理について、財務大臣及び農林水産省大臣の意見を聴くこととされています(法8条)。

(2) 却下及び不承認処分

法務大臣は、①承認申請が承認の権限を有しない者の申請による時、②申請できない土地についての申請であったとき又は承認申請者が申請書及び添付書類を提出せず若しくは手数料を納付しないとき、③承認申請者が正当な理由なく調査に応じないときは、承認申請を却下しなければなりません(法4条)。

また、承認申請に係る土地が承認されない土地と認められた場合には、不承認の処分を行うこととなります(法5条1項)。

なお、却下、不承認処分のいずれについても、行政不服審査・行政事件訴訟で不服申立てが可能です。

4 承認処分後の手続等

承認申請者は、承認処分があった場合、承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の負担金を納付する必要があります(法10条1項)。なお、現状の国有地の標準的な10年分の管理費用は、粗放的な管理で足りる原野で約20万円、市街地の200㎡の宅地で約80万円とされている点が参考になります。また、承認申請者が負担金の額の通知を受けた日から30日以内に負担金を納付しないときは、承認はその効力を失うものとされている点に注意が必要です(同条3項)。

そして、承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時に、承認申請に係る土地の所有権が国に帰属することになります(法11条1項)。

なお、法務大臣は、承認申請者が偽りその他の手段により承認を受けたことが判明したときは、承認を取り消すことができるとされています(法13条1項)。

その後、国庫に帰属した土地は、普通財産として、国が管理・処分することになります。具体的には、主に農用地や森林として利用されている土地は、農林水産大臣が管理・処分し(法12条1項)、それ以外の土地は財務大臣が管理・処分することになります(国有財産法6条)。

5 最後に

次号では、所有者不明土地の「利用の円滑化」の観点からの改正事項について解説いたします。

ファイナンシャル・ランナーズ駅伝のご報告

弁護士 谷 崇彦

すっかり毎年の恒例行事となりました「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2021」が、昨年12月4日(土)に快晴の中開催されました。

「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝」は、金融業界に関係する方々が「チームで襷を繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展へと繋げていく」という理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会の主催で開催されています。

同大会は、東京都立川市の国営昭和記念公園にて、2014年から毎年開催され、昨大会は8回目の開催となります。本大会は、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を施した上で実施され、約135チーム、総勢約540人のランナーがエントリーしました。

競技の内容は、5キロメートルのコースを1チーム4名で襷を繋ぎ、計20キロメートルを走破するというものです。当事務所は、第1回大会より、同大会に協賛するとともに、チームとしても参加していますが、本年度も男性の部に1チームが参加しました。

当事務所のメンバー構成は、出走順に、①國吉弁護士(第1回大会から皆勤賞)、②金澤弁護士(業務もランニングも軽快にこなすパートナー弁護士)、③鈴木弁護士(月間走行距離が500キロの当事務所のエースランナー)、④小職(初参加の元サッカー部)でした。

本大会のスタートは昨年同様、新型コロナウイルス感染対策として、走者を4つの集団に分類して順次スタートする、ウェーブ方式が取られ、栄えある第1ウェーブのスターターは当事務所の中務嗣治郎会長が務めました。

1区の國吉弁護士は、ペースメイクや位置取りが難しい1区において、趣味のゴルフで培った足腰により、そつなく走りきり、2区の金澤弁護士に襷が渡りました。

2区の金澤弁護士は、後厄の年を無事に終えて、厄晴れに向けて駆け抜ける気持ちでレースに臨みました。快晴に恵まれた本大会当日の最高気温は15度で、12月にしてはとても暖かく、また空気が乾燥していたため、走っていると息苦しくなるような気候でしたが、金澤弁護士は軽やかな走りで見事完走し、3区の鈴木弁護士に襷が渡りました。

3区の鈴木弁護士は、フルマラソンを毎回サブスリー(3時間切り)で走りきる貫禄の走り、前に走る多くのランナーをグングン抜いていき、ついにアンカーの小職に襷が渡りました。

小職は、本大会初参加ということもあり、本大会に向けてかなり走り込んでいたのですが、3キロ地点辺りで、持病を持っている膝に痛みが走り、まともに走ることができなくなりました。その時、リタイアすることも考えましたが、ここまで全力で襷をつないでくれたメンバーのことを思い出し、何としてでも襷をゴールまで繋ぎたいという強い思いから、足を引きずりながら走り続け、なんとかゴールすることができました。ゴール直前では、当事務所の他のメンバーや応援にかけつけてくれた事務員の声援が力となって、ゴールした際には達成感を味わうことができました。

当事務所のチームの成績は、タイムは1時間35分15秒、順位は男性の部28位でした。

ファイナンシャル・ランナーズ駅伝は、本年も12月3日(土)に開催される予定とのことですので、皆様も今からスケジュールを確保いただき、是非、ご参加いただければと思います。また、昨年は東京オリンピックが無事開催されましたが、本年もスポーツを通じて、より一層地域経済ひいては日本の経済が発展していくことを祈念しています。



レース開始前の集合写真



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記 認否を公表せず

検察が被疑者を逮捕した場合や被告人を起訴した場合、報道を見ると、「検察は、(被疑者・被告人の)認否を明らかにしていません。」となっています。不起訴処分をした際にも、やはり「検察は、不起訴の理由を明らかにしていません。」です。報道を受ける側からすると、なまじ気になる事項だけに、ひどく不親切に感じますし、「隠したい事情でもあるんじゃないか。」と疑いたくもなるかもしれません。

しかし、このような対応にはちゃんとした理由があり、刑事訴訟法47条がその根拠とされています。「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」という規定です。そのまま読むと起訴後の書類(証拠)の取扱いだけをいっていると思われるかもしれませんが、この条文の趣旨は「訴訟に関する書類が公判開廷前に公開されることによって、訴訟関係人の名誉を毀損し公序良俗を害すまたは裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止する」(最高裁昭和28年7月18日判決)というものですから、これを敷衍(ふえん)すれば、書類(証拠)それ自体に限らず、例えば、作成された供述調書など証拠の内容(情報)も射程内ということになるわけです。例えば、捜査段階で自白していたとしても、裁判で否認に転じる可能性がある以上、「自白している」との発表は、裁判、特に裁判員裁判(の裁判員になる人)に対して「不当な影響」を及ぼす可能性があるというように考えるわけです。不起訴理由についても、処分自体が裁判のような確定効(確定すれば二度と同じ事件の裁判はできないこと)があるわけでもなく、後日、新たな証拠が発見されたり、検察審査会の議決を受けて処分が見直されて起訴される可能性がある以上、やはり「公判開廷前」という位置付けですから、証拠の内容説明を伴う不起訴理由の説明はできないこととなります。

とはいえ、昔からそのような取扱いをしていたかという、実はそうではなく、逮捕・起訴段階の認否や不起訴理由の説明をかなりの事件でしていた時期が過去には長くありました。さきほどの条文には「公

弁護士 北川 健太郎
(オブカウンセル)

益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない。」とのただし書きがあり、国民の知る権利に応えるなどという理由で公表していたものです。ところが、近年、いわゆる検察リーク問題(※)や裁判員裁判制度が始まるといった時代の流れの中で、報道機関に対する情報提供の在り方が見直され、現在のような対応に落ち着いたというわけです。なお、警察は、今でも逮捕した被疑者の認否を明らかにしているケースが比較的多いと思いますが、これは、警察が訴訟遂行機関でもない上、例えば、殺人事件について、犯人を逮捕したことで地域住民に安心してもらうため、認否も含めて犯人性に関する証拠関係のある程度までは説明しておく必要性が特に高いという理由に基づくものと理解することができます。

思い出してみれば、私が昭和の時代に勤務した某地検では、記者との関係は実におおらかなもので、勤務時間終了後の執務室に対する出入りも自由とされ、捜査上の秘密には触れられませんが、それ以外のやりとりは、ここでは書けないくらい互いにオープンなものでしたし、ちよくちよく飲みにも行ったりもしていました。ところが、現在では、次席検事や部長を除き、記者が捜査・公判を担当する検察官・事務官に接触すること自体が御法度とされ、目に余る場合は組織としての取材対応をお断りする(いわゆる出入禁止)ということになっており、正に隔世の感があります。現在の対応は、情報管理上の必要性があってのものではあるものの、他方、OBとしては、報道機関に的確な報道をしてもらう大前提となる検察とマスコミとの日常的なコミュニケーションと相互理解が足りなくなってしまうかという余計な心配もしてしまいます。

※特捜部の捜査、取り分け政界・官界に対する捜査に係る関係者の供述や捜査方針などの情報を報道機関に提供し、報道させて世論操作をしているという批判です。私の知る限り、批判されるほどの実態はないものの、国会質疑で取り上げられたりもしたため、報道機関への対応にかなりの神経を使うようになりました。

少数株主の総会招集請求に基づいて招集された株主総会においては、その決議によって、業務・財産状況調査者を選任することができます(会社法316条2項)。2021年3月、著名な上場会社において、この調査者が選任されました。今回は、この調査者の選任方法、調査目的及びその対象・範囲について検討します。

1 問題の所在

業務・財産状況調査者と取締役等が株主総会に提出・提供した資料を調査する者の選任及び定時株主総会において会計監査人の出席を求めることについては、取締役会設置会社においても、招集通知に記載等されていなくても、動議に基づいて臨時付議することができます(会社法309条5項ただし書)。

取締役会が資料調査者の選任や会計監査人の出席を求めることを議題とすることは考えられません。このため、株主が、株主総会の審議の過程において判断材料を充実させるため必要があると判断するときは、これらの事項を動議として提出し、臨時付議することが認められているのです。

少数株主の総会招集請求に基づいて招集された株主総会において、当該株主が業務・財産状況調査者を選任する必要があると考える場合、当該株主は、この選任を、動議として提出するだけでなく、「目的事項」として、とりわけ、この選任だけを「目的事項」として総会招集請求をすることができるのでしょうか。

株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるとき、少数株主は、裁判所に対し、当該会社の業務・財産状況を調査する検査役の選任を申し立てることができます(会社法358条1項)。このような選任要件のない業務・財産状況調査者の調査目的とその対象・範囲について、どのように考えるべきでしょうか。

2 臨時付議限定説とそれに対する疑問

業務・財産状況調査者の選任も、総会招集請求の目的とされた議題の審議の充実に資するために必要がある場合に、動議に基づいて臨時付議することができるにすぎないと解する立場があります。会社法309条5項ただし書は議事運営上の動議に係る規定であり、このように解しないと、業務・財産状況調査者の

調査目的やその対象・範囲を合理的に制限することができないというのです。

しかし、総会招集請求株主が、総会招集請求の(本来的)目的とされた議題について合理的に判断するためには業務・財産状況調査者の選任が必要であると考えられる場合に、この選任も目的事項として、総会招集を請求することを否定する理由はありません。株主総会参考書類・議決権行使書制度強制会社においては、議決権行使書により議決権を行使する株主の利益保護の観点から、これが望ましいというべきです。

また、業務・財産状況調査者の調査結果如何により、取締役の解任を求める総会招集請求をすること、あるいは定時株主総会における取締役選任議案に対する賛否(さらには、株主提案)について判断したいと考える場合、この調査者の選任だけを「目的事項」として総会招集請求をすることにも合理性があるのではないのでしょうか。

3 業務・財産状況調査者の調査目的とその対象・範囲

業務・財産状況調査者は、株主総会決議に基づいて、会社、ひいては、総株主のために、会社の業務・財産状況全般について、経営事項だけでなく株主総会の招集・運営等の会社内の組織事項についても、調査することができます。また、会社法358条1項の検査役と異なり、業務の(重大な)違法性だけでなく、その不当性・不正さ、すなわち、経営責任問題についても調査することができます。株主総会は、会社の状況に応じて、その調査目的とその対象・範囲を弾力的柔軟に定めることができます(株主総会自治)。

この調査者の選任を総会招集請求の「目的事項」とするときは、「招集の理由」に調査目的とその対象・範囲を示し、株主総会においてこれらを具体化することが求められます。また、その職責の重大性故に(営業機密に触れる場合もあります)、この調査者が負うべき善管注意義務について、厳格に解する必要があります。

4 結語

会社が違法行為を行ってはならないことは当然ですが、上場会社においては、公正・妥当な企業経営が求められ、最近、内部通報制度を幅広く運用することが求められています。この調査者制度についても幅広く、とりわけ、公正・妥当な会社の運営に資するよう運用することも、この流れに沿うように思われます。

●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 謙二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純
弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博	弁護士 秋山絵理子 <small>(顧問)</small>	弁護士 宮本 庸弘	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也
弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 中嶋 章人	弁護士 久保 貴裕	弁護士 榎 陽	弁護士 阿部 三郎 <small>(元)</small>
弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 八木 良一	客員弁護士 ルシング・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊